

議案第 75 号

町長等の給料の特例に関する条例の制定について

町長等の給料の特例に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 12 月 21 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、町長、副町長及び教育長の給料を引き下げるため必要があるからである。

町長等の給料の特例に関する条例

(町長の給料月額の特例)

第1条 令和5年12月21日に在職する町長の給料月額は、令和6年1月1日から同年3月31日までの間において、東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和43年東郷町条例第10号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

(副町長及び教育長の給料月額の特例)

第2条 令和5年12月21日に在職する副町長及び教育長の給料月額は、令和6年1月1日から同年3月31日までの間において、東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案の概要

1 制定理由

町長のハラスメント案件を勘案し、町長、副町長及び教育長の給料を引き下げるため必要があるからである。

2 制定内容

- (1) 令和5年12月21日に在職する町長の給料を、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に限り、月額100分の30減額すること。（第1条関係）
- (2) 令和5年12月21日に在職する副町長及び教育長の給料を、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に限り、月額100分の5減額すること。（第2条関係）

3 施行期日

令和6年1月1日から施行すること。